

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人 大和社会福祉事業センター
指定居宅介護支援事業所「ハートタウン平成の杜」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(関市指定 第 2170201178 号)

当事業所は契約者（利用者）に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 事業者 | 11. ハラスメント対策 |
| 2. 事業所の概要 | 12. 感染症の予防及びまん延防止 |
| 3. 事業実施地域及び営業日 | 13. 苦情等の受付 |
| 4. 事業所の職員体制 | 14. サービスご利用の際に留意頂く事項 |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | |
| 6. 主治の医師および医療機関等との連絡 | |
| 7. サービスと選択と同意 | |
| 8. 事故発生時の対応 | |
| 9. 守秘義務に関する対策 | |
| 10 虐待防止 | |

1. 事業者

- (1) 法人名 : 社会福祉法人 大和社会福祉事業センター
(2) 法人所在地 : 岐阜県関市春里町 3 丁目 3 番 34 号
(3) 電話番号 : 0575-22-2377
(4) 代表者氏名 : 理事長 大岩 寿喜子
(5) 設立年月日 : 昭和 55 年 4 月 14 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 : 指定居宅介護支援事業所・平成 25 年 10 月 1 日指定
関市第 2170201178 号
- (2) 事業の目的 : 指定居宅介護支援事業所は、介護保険法令に従い、契約者
(利用者) が、その有する能力に応じ可能な限り自立した
日常生活を営むことができるように支援することを目的と
して、契約者(利用者) にサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 : 指定居宅介護支援事業所 ハートタウン平成の杜
- (4) 事業所の所在地 : 岐阜県関市中之保 4 5 1 7 - 2
- (5) 電話番号 : 0 5 7 5 - 2 9 - 3 9 9 0
- (6) 管理者 : 服部 真由美
- (7) 当事業所の運営方針
- ① 事業所の介護支援専門員は、介護保険法等の主旨に沿って、契約者(利用者)
の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、
自立した日常生活を営むことができるよう、指定居宅介護支援を行うものとする。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支
援事業所等との連携に努めるものとします。
- (8) 開所年月日 : 平成 2 5 年 1 0 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業日

- 通常の事業実施地域 : 関市のうち旧武儀町と旧上之保村と富野地区とします。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで(祝日は営業日とします) 休業日も緊急時電話連絡 2 4 時間受け付けます 但し、毎年 1 2 月 3 0 日から翌年 1 月 3 日までを除く。
営業時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで。 緊急時電話連絡は 2 4 時間受け付けます。

4. 事業所の職員体制

職 種	人 数	職務の内容
管理者 兼 主任介護支援専門員	1 名	管理者は、業務の管理を一元的に行う とともに、自らも指定居宅介護支援の 提供に当たるものとする。
介護支援専門員	1 名以上(うち 1 名 以上は常勤職員)	居宅介護支援業務を行います。
事 務 員	1 名	本法人が経営する特別養護老人ホーム ハートタウン平成の杜の事務員と兼務 の職員とする。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 居宅介護支援の内容と提供方法等

- ① 要介護認定等の申請に係る援助を行います。
- ② 相談等を行う場所は、事業所の相談室又は契約者（利用者）の居宅等、契約者（利用者）が希望する場所とします。
- ③ 契約者（利用者）の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題分析をします。
- ④ 契約者（利用者）の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行います。
- ⑤ 居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握します。
- ⑥ サービス担当者会議等は、契約者（利用者）宅もしくは事業所内にて行います。
- ⑦ 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への照会、その他の便宜を提供します。

(2) 利用料金

- ① 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、要介護認定を受けられた方は、法定代理受領により介護保険制度から全額給付されます。保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、全額自己負担になる可能性があります。
- ② 通常の事業実施地域以外からの契約者（利用者）の要請があったときは、実施地域を越えた地点から居宅介護支援に要した交通費は実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルあたり 50 円をいただきます。

6. 主治の医師および医療機関等との連絡

従業者は契約者（利用者）の主治の医師および関係医療機関との間において、契約者（利用者）の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで契約者（利用者）の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果すために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 契約者（利用者）の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

7. サービスの選択と同意

契約者（利用者）自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者（利用者）または家族に対して提供するものとします。

- ・ 居宅介護支援の提供の開始に際し、予め契約者（利用者）に対して、複数の居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来ること、契約者（利用者）は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、契約者（利用者）の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた居宅サービス等について、居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を招集し、契約者（利用者）及び当該サービス担当者との合意を図ります。また、やむをえない場合には当該居宅サービス計画等の原案の内容についても、専門的な見地からの意見を求めるために照会をします。
- ・ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

- （１）従業者は業務上知り得た契約者（利用者）又はその家族の秘密を保持します。但し、別途定める「個人情報使用同意書」にて同意を得ている場合には「個人情報使用同意書」上の使用目的に限り、個人情報の使用をすることができるものとします。
- （２）従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10. 虐待防止

虐待は、契約者（利用者）の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・虐待防止のための研修会を定期的に実施します。
- ・虐待防止責任者を設置します。

・虐待防止責任者	業務主任	井上 陽介
・虐待防止担当者	居宅介護支援事業所管理者	服部 真由美

11. ハラスメント対策

- ・事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。
- ・契約者（利用者）様、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

12. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は、感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会をおおむね 3 ヶ月に 1 回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ・感染症及びまん延の防止のための指針の整備をします。
- ・感染症及びまん延の防止の為の研修会及び訓練を定期的に実施します。

13. 苦情等の受付

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所 ご利用相談室	窓口担当者	服部 真由美
	ご利用時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (土、日を除く)
	ご利用方法	電話 0 5 7 5 - 2 9 - 3 9 9 0
		FAX 0 5 7 5 - 4 9 - 3 8 0 0

(2) 行政機関その他受付機関

	住 所	電 話
岐阜県中濃県事務所	岐阜県美濃市生櫛 1612-2	(0575)33-4011
関市高齢福祉課	岐阜県関市若草通 3-1	(0575)22-3131

岐阜県国民健康保険団体連合会	ご利用時間	平日午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分
	ご利用方法	電話 (0 5 8) 2 7 5 - 9 8 2 6 面接場所 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会	ご利用時間	平日午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分
	ご利用方法	電話 (0 5 8) 2 7 8 - 5 1 3 6 面接場所 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内

14. サービスご利用の際に留意いただく事項

次に掲げるような場合は、必ず担当介護支援専門員へご連絡ください。

- ① 介護保険サービスを変更、中止したい場合
- ② 入院された場合
- ③ 施設等への入所が決まった場合
- ④ 要介護認定区分変更申請をご希望される場合

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始に当たり、契約者（利用者）に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

■事業所

所在地 岐阜県関市中之保4517-2
名称 社会福祉法人 大和社会福祉事業センター
指定居宅介護支援事業所 ハートタウン平成の杜

説明者

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

■契約者（利用者）

〒
住所
氏名

印

■契約者（利用者）の代理人

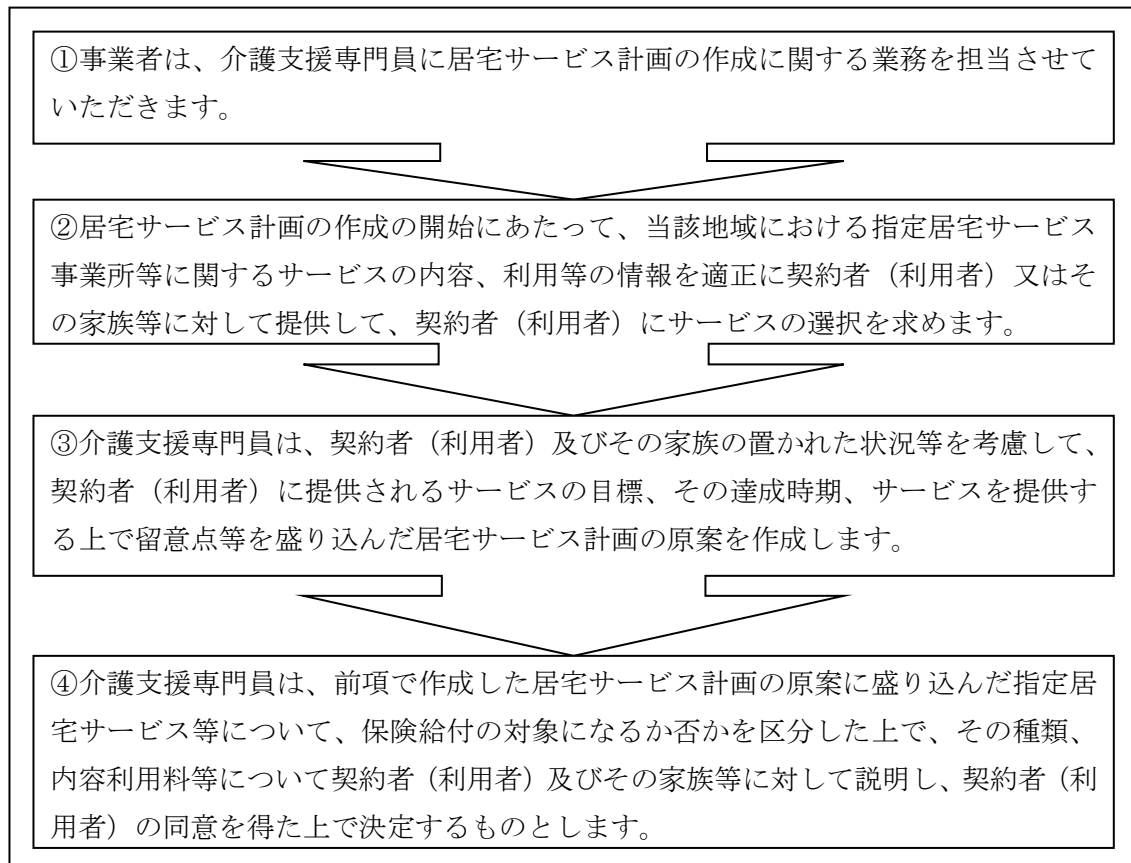
〒
住所
氏名

印

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 居宅サービス計画の作成の流れ

契約者（利用者）の居宅を訪問して、契約者（利用者）の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。



2. サービス提供における事業者の義務

当事業者では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者（利用者）に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保存するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②契約者（利用者）が他の居宅介護支援事業者の利用料を希望する場合その他の契約者（利用者）から申し込みがあった場合には、契約者（利用者）に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た契約者（利用者）及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

④介護支援専門員は、居宅介護サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

⑤ ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表する。

- ・前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

- ・前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

3. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者（利用者）に故意又は過失が認められる場合には、契約者（利用者）の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者（利用者）の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

①契約者（利用者）が死亡した場合

②要介護認定により契約者（利用者）の心身の状況が要支援又は非該当（自立）と判断された場合

③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤契約者（利用者）から解約又は契約解除の申し出があった場合

⑥事業者から契約解除を申し出た場合

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、契約者（利用者）から利用契約を解約することができません。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者若しくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者若しくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者若しくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不振行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者（利用者）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者（利用者）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の被保険者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

5. 居宅介護支援の介護報酬について

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合は全額自己負担になる可能性があります。当事業所は、以下の保険請求をさせて頂いております。

・居宅介護支援費 I 《特別地域居宅介護支援加算 15%を適用後の金額》

要介護 1・2	12,490
要介護 3・4・5	16,230

加算	加算額	内容・回数等
初回加算	3,000	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算（I）	2,500	入院した日のうち病院等の職員に必要な情報提供した場合（I）

入院時情報連携加算（Ⅱ）	2, 0 0 0	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅱ）
退院・退所時連携加算（Ⅰ）	4, 5 0 0	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画を作成した場合
退院・退院時連携加算（Ⅱ）	6, 0 0 0	（Ⅰ）連携1回 （Ⅱ）連携1回（カンファレンス参加）
通院時情報連携加算	5 0 0	1ヵ月に1回のみ
特定事業所加算（Ⅲ）	3, 2 3 0	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
ターミナルケアマネジメント加算	4, 0 0 0	在宅で終末期の利用者に対して24時間連携体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 0 0 0	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用を調整した場合

附則 この重要事項説明書は平成25年 10月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は平成26年 4月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は平成27年 4月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は平成28年 4月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は平成28年 7月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は平成28年 9月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は平成29年 4月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は平成30年 4月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は令和 元年 5月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は令和 元年 10月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は令和 元年 11月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は令和 2年 7月 13日より適用する。
 この重要事項説明書は令和 3年 4月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は令和 4年 7月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は令和 5年 12月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は令和 6年 4月 1日より適用する。
 この重要事項説明書は令和 7年 9月 1日より適用する。